

農薬を使用する皆さんへ

農薬は正しく使いましょう！！

広島県 農薬危害防止運動

検索

クリック



【広島県農薬危害防止運動】

6月1日～8月31日

農薬危害防止講習会に参加しましょう

- 農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の関係法令、農薬の飛散防止対策等、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理に必要な基礎知識を学習できます。 **(事前申込必要)**

詳細は県ホームページをご覧ください。

開催日	時間	場所
令和8年6月2日(火)	13:20～16:00 (受付時間:12:50～)	【広島市】広島市中区基町10-52 広島県庁本館6階講堂
令和8年6月16日(火)	※希望者に対し、講習会終了後、 広島県植物防疫協会による広 島県農薬適正使用アドバイザー	【東広島市】東広島市八本松町原6869 農業技術センター1階講堂
令和8年6月30日(火)	の認定試験が行われます。	【福山市】福山市東深津町3-2-13 備後地域地場産業振興センター4階大会議室

※入場者多数の場合は、入場をお断りする場合があります。

※会場によっては、駐車場の数に制限があります。

※農薬危害防止運動の期間中、オンデマンド方式により講習会内容を配信します(事前申込必要)。

詳細は県ホームページをご覧ください。

周辺住民等にお知らせを！

- 農薬を散布するときは、周辺住民や近隣の農作物栽培者、養蜂家への周知を徹底しましょう。
- 無人航空機（無人ヘリコプターのみ）により空中散布を行うときは、県へ実施計画書を提出しましょう。

購入、使用前に商品ラベルの確認を！

- 農薬に関する最新の情報収集に努めましょう。
- 必ず登録農薬（「農林水産省登録第〇〇〇〇〇号」という記載のある農薬）を使用しましょう。
- 農薬の有効期限を確かめて計画的に購入しましょう。
- 農薬ラベルに記載された事項（適用作物、使用量・希釈倍率、使用時期、総使用回数等）を必ず守りましょう。
- 毒物・劇物の農薬を購入するには、書面（譲受書）への押印又は署名が必要です。
また、18才未満の人は購入することができません。

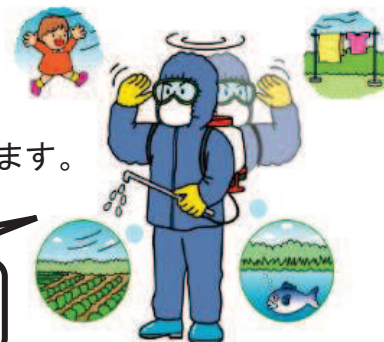


農薬ラベルを確認

飛散防止の徹底を！

- 近接ほ場で栽培されている作物、学校、公園、住宅地周辺、蜜蜂等への農薬飛散防止対策を徹底しましょう。
※基準を超える農薬が残留する農作物の販売等は禁止されています。
- クロルピクリンを含有する農薬を使用する時は、農薬揮散防止対策を徹底しましょう。

風の強さ、風向きに注意。



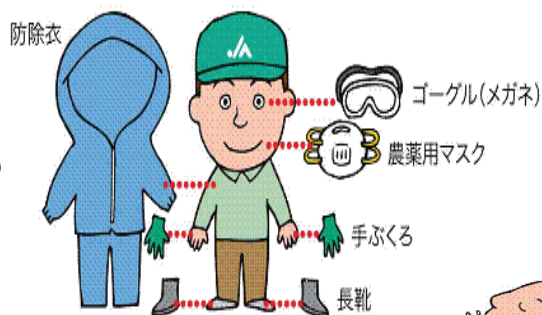
他の容器に移しかえない！ 記帳、保管をしっかりと！

- 毒物である農薬は「医薬用外毒物」、劇物である農薬は「医療用外劇物」の表示をした、鍵のかかる専用の保管庫への保管が義務付けられています。
※食品類とは区分して、作業に関係のない者が手にすることのないように！
- 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えてはいけません。
- 盗難、紛失の場合は、直ちに最寄りの警察署へ、漏れ・流出等で多数の人に危害が生じるおそれがあるときは、保健所・警察署・消防機関へ届け出ましょう。
- 保管及び運搬の際は、農薬が漏れたり、流出したりしないよう注意しましょう。
※容器等は完全に密栓し、破損がないことを十分に確認しましょう。
- 不用農薬・空容器等の処理は、産業廃棄物処理業者に処理を委託するなど適切に行いましょう。
- 農薬の使用簿に必要事項（年月日、場所、作物、農薬名、使用量・希釈倍数等）を記帳しましょう。



農薬事故を防ぎましょう！

- 朝夕の涼しい時に散布し、同じ人による2時間以上の散布作業は避けましょう。
- 散布中、めまいや頭痛がしたり、気分が少しでも悪くなったりした人は、直ちに医師に使用した農薬名を告げて診察を受けましょう。
- 散布後は、散布器具・作業衣や身体に農薬が残らないよう、しっかり洗浄しましょう。
また、飲酒しないで早く寝ましょう。



※農薬についてのお問い合わせは、県庁農業技術課 (Tel:082-513-3559) へ
※毒物又は劇物についてのお問い合わせは、県庁薬務課 (Tel:082-513-3222) へ

イラスト
JA全農提供